

平成30年度社会福祉法人広川町社会福祉協議会 事業計画

【基本方針】

今日、私たちを取り巻く地域社会の状況は、少子高齢化、家族機能の低下、地域住民のつながりの希薄化などが進行し大きく変容する中、社会福祉協議会は、社会的孤立や生活困窮、虐待やいじめ、介護や子育てに対する不安など、さまざまな生活課題や福祉課題に対応していく必要があります。

また、このような状況の中で、国は、「ニッポン一億総活躍プラン」において、福祉分野においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる「我が事・丸ごとの地域共生社会」の実現を進めることを公表しました。

本会は、誰もが地域社会の一員として、住み慣れた場所で安心して暮らしていくためには、公的サービスの充実とともに、日常生活圏域における生活支援ニーズへの気づき、日常的な見守り・交流、支え合い・助け合いなど、多様な地域福祉活動を推進していくことが極めて重要であると認識し、平成32年度までの5か年計画として策定した『広川町地域福祉活動計画』の実現に向けて、行政区や福祉団体、行政等と協働した住民主体による地域福祉活動を総合的に推進してきているところです。

さらに、本会では、「我が事・丸ごとの地域共生社会」の推進と併せて、制度や公的な福祉サービスにつながらない制度の狭間にある住民の生活課題や福祉課題に対し、地域住民や様々な専門機関、福祉団体等とのネットワークの中で必要な生活支援の仕組みを構築する、「地域包括ケア」の推進に引き続き取り組んでまいります。

本年度におきましても、本会は、誰もが安心してその人らしく暮らせるよう、多様化する地域や住民の福祉ニーズ、その他あらゆる生活課題・福祉課題を積極的にとらえ専門性を持って対応し、福祉サービスの創造に取り組むとともに、経営努力を積み重ね、より安心で安定した地域福祉の推進に努めます。

【重点目標】

- (1) 適切な事業経営と組織体制の充実、強化
- (2) 事業内容の見直し改善、新規事業の開発
- (3) 地域福祉・在宅福祉の充実、住民の積極的な参加体制の確立
- (4) 各関係機関（団体）との連携強化
- (5) 広報・啓発活動の推進

【事業実施計画】

1 法人運営事業

社会福祉協議会の基本的性格としての、非営利性、公益性、公共性を重視し、役員及び評議員との連携を強化しながら組織体制の強化を図ります。

①役員会等の開催

- ・理事会、評議員会の開催
- ・必要に応じた検討委員会の設置開催
- ・研修の実施

②苦情解決第三者委員の設置運営

③組織体制の充実強化

- ・事業、機能に応じた事業部門で構成される業務体制の推進

④社協職員の協働と資質の向上

- ・担当部署、職務に応じた研修への参加
- ・定期職員会議、ミーティング等による連携

⑤定款その他諸規程の整備

⑥共同募金運動の推進

⑦社会福祉法人の公益的取り組みの推進

社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人の公益的取り組みが責務化されました。昨今の多様化し深刻化する生活課題の解決に向けて、社会福祉法人が連携・協働してその課題解決に一体的に取り組む体制づくりが求められています。本会におきましても、地域福祉を推進する中核的な組織である社会福祉協議会として、社会福祉法人が連携・協働して、地域の生活課題の解決に取り組む体制づくりを推進してまいります。

・町内社会福祉法人の連携・協働の体制づくり

・ふくおかライフレスキュー事業への参加

2 地域福祉事業

誰もが安心して暮らすことができる地域社会、「ふくしのまちづくり」を理念とし、住民とともに行政等関係機関と連携を図りながら、地域福祉活動の推進、充実に努めます。

(1) 地域福祉活動計画に基づく地域福祉の推進

地域福祉活動計画とは、地域住民や社会福祉関係者、当事者組織、NPO・ボランティア団体、行政などが「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域社会」をつくることを目的とした「民間の活動計画」です。広川町の地域福祉計画と補完し合う計画として整合性を図りながら、広川町における効果的な地域福祉の推進を図ります。

・地域福祉活動計画に基づく地域福祉推進のための事業の企画と実施

・地域福祉活動計画の進行管理の実施

(2) 地域包括ケアシステムの構築、我が事・丸ごとの地域共生社会の実現に向けた取り組み

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、要介護状態や認知症になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築、また、「ニッポン一億総活躍プラン」では、子ども・高齢者・障がい者等全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

本会では、「誰もが安心して健やかに暮らし続けていけるふくしのまちづくり」を目指し、地域住民、福祉関係団体、事業者、行政、社協等が役割分担をしながら取り組んでいく仕組みとしての「地域包括ケアシステム」「地域共生社会」の構築・実現に向け取り組みます。

①生活支援コーディネーター設置事業（生活支援体制整備事業）（町受託）

一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、認知症の高齢者等が増加する中、高齢者等が地域で生きがいを持ちながら生活を継続するためには、医療や介護のみならず、多様な介護予防や生活支援サービスが必要となります。

そのためには、介護予防や生活支援サービスを担う社会福祉法人、NPO、民間企業、ボランティア等の様々な主体と連携しながら、多様な支援体制を構築していく必要があります。このことから、昨年度に引き続き、地域資源の把握やニーズの分析を行うため、町全域を活動区域として活動する「生活支援コーディネーター」を配置し、高齢者等の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していきます。

【生活支援コーディネーター（生活支援体制整備事業）の役割】

- ・生活支援、介護予防サービスに関する地域資源、ニーズの把握
- ・生活支援サービスの担い手の発掘、養成
- ・生活支援サービスの提供ができる活動の場の発掘、開発
- ・生活支援サービスの実施情報の提供、周知
- ・関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取り組みを推進する協議体への参画

②介護予防・地域支え合い事業（町受託）

介護保険サービスに限らず、民間の関係機関との連携や、一番身近な地域における柔軟な「地域の支え合いのしくみ」が必要となっています。地域住民の主体性に基づく、介護予防や支え合いの仕組みの創設に向け意見やアイデアを出し合い、誰もが安心して暮らせる地域を考える「地域カフェ」を開催し、新たな通いの場づくり、支え合いの仕組みづくりを推進します。

③認知症施策総合推進事業（町受託）

地域で暮らす認知症の人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民や様々な専門機関との連携のもと、支え見守り合う仕組みづくりに取り組みます。

- ・認知症理解の普及啓発事業等の開催
- ・介護当事者に対するケア、支援の取り組み
- ・医療機関、相談機関、地域の連携及び困難ケース対応を目的とした会議等の開催
- ・個別地域ケア会議への参画

④共助社会づくり推進のための市町村社協モデル指定事業（県社協助成事業）

誰もが気軽に集える居場所を整備し、地域住民同士が交流を深めていく中で、社会的孤立・生活困窮等地域の課題を把握し、地域住民が主体となって解決を試みる体制づくりに取り組みます。また、解決できない課題については、行政、社協、その他専門機関につなぐ機能も持つ、地域住民にとって身近な相談機能を備えた居場所づくりに努め、地域共助社会の実現を目指します。

（３）高齢者福祉の推進

①高齢者いきいきサロン支援事業（町受託）

住民主体の地域の寄り合い活動であるサロン活動を支援し、地域のつながりづくりや、お互いさまの支え合いの仕組みづくりに取り組みます。

- ・サロンの運営支援（講師派遣、企画支援、実施支援）
- ・サロン立ち上げ支援（出前講座、サロン体験会の開催）
- ・サロン実施地域の情報交換、活動情報の共有の場「ひろかわ寄り合いネット」の開催
- ・地域サロンレクリエーション研修会の開催
- ・サロン協力ボランティアの育成研修

②ふれあいいきいきサロン助成事業

サロン活動の運営にかかる経費の財政支援を行い、サロン活動の充実と継続の支援に取り組みます。

③ひとり暮らし高齢者のつどいの開催

地域で暮らすひとり暮らしの高齢者が地域で孤立することなく、人とのつながりの中で暮らせる地域づくりを推進するため、ひとり暮らし高齢者のつどいを開催します。

④合同金婚式の開催

結婚50周年を迎えられたご夫妻をお祝いするため、合同金婚式を開催します。

（４）当事者課題への支援

①家族介護教室及び家族介護者交流事業（町受託）

介護当事者のグループと協働し、介護教室や介護者同士の交流会・情報交換会を行い、介護を一人で抱え込まない支援体制づくりに取り組みます。

- ・家族介護教室の実施
- ・家族介護者のつどい、家族介護者カフェの実施（介護者同士の交流と情報交換）

②認知症カフェ運営事業（町受託）

認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善を旨とした活動などのできる場所として、既存の介護者カフェと一体的に行う認知症カフェの設置に取り組みます。

③母子・父子世帯親子招待会の開催

ひとり親家庭が、地域で孤立することなく、地域のつながりの中で暮らしていくことを促進するため、母子・父子世帯親子招待会を開催します。

（５）福祉教育の推進

地域課題・生活課題が多様に広がる昨今、子どもたちから大人まで、福祉の学びを支援する取り組みとしての「福祉教育」として、地域での啓発活動や、学校等での福祉の学びのプログラム化、小学校5年生への福祉教育教材『ともに生きる』の配布等、福祉教育の推進に取り組みます。

（６）愛のネットワーク事業

地域住民が孤立することなく、安心して住み慣れた地域で生活できるように、地域住民

や福祉・医療関係機関が密接な連携をとりあい対処するための民生委員児童委員の活動に対して助成金を交付し、地域の支え合いの仕組みづくりを支援します。

(7) 相談・支援事業

地域の中で、生活のしづらさや課題を抱えている人に対し、関係機関が連携し、安心して適切なサービスが利用できるよう相談・支援を行います。

① 広川町高齢者心配ごと相談事業（町受託）

日常生活上のあらゆる相談に応じ、内容に応じた福祉サービスや機関へつなぎ、心配ごとの早期対応に取り組みます。

② 生活福祉資金貸付事業

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支援し、地域での生活と社会参加を図ることを目的とした貸付制度の相談窓口として、他機関と連携して支援を行います。

③ 日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分なため、日常生活で困っている人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理の支援を行います。

④ 生活困窮者緊急食料支援事業

生活資金に困窮し、今日明日の食料支援が必要な人に対し、生活保護や生活福祉資金の貸付等、次なる支援へのつなぎを支える仕組みとして、緊急的な食料支援を行います。食料支援にあたっては、生活保護や生活福祉資金の相談機関等と連携を図り、また、食料については、寄付を募る等安定的な提供体制の構築を図ります。

3 在宅福祉サービス事業

住民の自立した在宅生活を支えるため、質の高い在宅福祉サービスの提供を推進します。また、関係機関が連携し、サービス調整を図りながら、総合的なケア体制の充実を図ります。

(1) 介護保険事業

① 居宅介護支援（ケアマネジメント）事業

介護保険法に基づき、介護を必要とする人が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャーによるケアプランの作成、介護相談、申請代行等を行います。

② 訪問介護（ホームヘルプ）事業

介護保険法に基づき、在宅の要支援・要介護者に対し、訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、入浴、排泄、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。

③ 通所介護（デイサービス）事業

介護保険法に基づき、デイサービスに通う在宅の要支援・要介護者に対し、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを行い、利用者の心身機能の維持向上と、家族負担の軽減を図ります。

(2) 障害者総合支援事業

① 居宅介護（ホームヘルプ）事業

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスの支給決定を受けた障がい児・者に対し、訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、入浴、排泄、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。

(3) 町受託事業

① 広川町介護予防教室いきいき元気教室事業

高齢者の介護予防のため、健康体操や認知症予防の脳トレ学習、レクリエーションを楽しみながら行う通所型の介護予防教室です。参加者同士のふれあいを通じて、高齢者が家に閉じこもることを防ぎ、自立した生きがいのある生活の継続を図ります。

② 広川町生活管理指導員派遣（ホームヘルプ）事業

一時的に在宅での家事（部屋の掃除、炊事等）が困難な人に対し、訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、支援が必要な家事をサポートし、家事の方法等をともに考えながら、本人の自立した生活を支援します。

③広川町在宅介護支援センター運営事業

在宅で介護が必要な人、一人暮らしや認知症等で生活に不安がある人、またその家族からの介護の相談に応じ、内容に応じた福祉サービスや機関へのつなぎ、介護・福祉サービスの申請代行を行います。また、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の実態把握訪問を行い、高齢者の生活課題、福祉課題の早期発見・早期対応に取り組みます。

④広川町介護予防事業等アセスメント事業

広川町が実施する介護予防事業等（広川町介護予防教室いきいき元気教室事業、広川町生活管理指導員派遣事業、広川町配食サービス事業）の利用申請者を、各事業の要綱に規定する対象者として決定するための聞き取り調査（事前評価：アセスメント）及び必要な時期での評価を行います。

4 指定管理経営事業

広川町保健・福祉センターはなやぎの里の指定管理者として、施設機能の住民理解をさらに深め、利用者ニーズの充足を第一としたサービスの提供を行い、適正な管理・経営に努めます。

5 ボランティア活動促進事業

地域住民のボランティア活動に関する理解と関心を深め、ボランティアの育成及びボランティア活動の支援を行うとともに、ボランティア団体相互の連携を図り、社会福祉の増進のために事業を推進します。

（1）ボランティア活動センター事業

①広川町ボランティア活動センター事業（一部町受託）

ボランティア活動センター“よかよか”をボランティア活動促進の拠点として運営するとともに、ボランティアの育成やボランティア活動の普及啓発を目的とした事業に取り組みます。

- ・ボランティア活動に関する相談、支援
- ・ボランティア活動に関する登録、紹介、コーディネート
- ・ボランティア活動の普及向上のための広報及び啓発活動
- ・ボランティアの育成のための研修の実施
- ・ボランティア活動促進のための機器、場の整備及び提供
- ・ボランティア活動に必要な調査、研究
- ・その他センターの運営及び目的達成に必要な事業

（2）「福祉入門教室」事業の推進

地域住民の「身近な福祉」「わかりやすい福祉」「福祉の基礎知識の習得」「ふくしの広報」等をテーマに、福祉人材の発掘・育成、地域福祉担当職員のスキルアップ等、地域福祉の土壌づくりに取り組みます。

（3）高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（町受託）

地域の高齢者が健康で生きがいのある生活を送り、高齢者自身がその推進に取り組むことを目的とした「ひろかわ健康隊養成講座」を開催し、「まちこちゃん元気アップ体操」の普及による高齢者の生きがい健康づくり、高齢者が活躍できる地域づくりを推進します。

（4）災害ボランティアセンターに関すること

災害ボランティアセンターは、行政と社協が連携し、災害復興支援や暮らしの再建を目的に設置・運営するボランティアセンターです。「社協災害時対応マニュアル」を活動の柱とし、災害時に円滑かつ速やかにボランティアセンターを設置できる体制づくりを図るとともに、防災・減災・「災害にも強い地域づくり」に向け、防災訓練や啓発活動に取り組みます。

6 福祉関係団体支援事業

福祉関係団体と連携を図りながら活動支援を行い、地域福祉の重要性を共に考え、課題を共有化し、役割分担を行いながら、よりよい福祉のまちづくりに取り組みます。

- ・ 広川町民生委員児童委員協議会
- ・ 広川町老人クラブ連合会
- ・ 広川町身体障害者福祉協会
- ・ 広川町遺族会
- ・ 広川町心身障害者（児）父母の会
- ・ 広川町母子寡婦福祉会

7 広報・啓発活動事業

広川町の福祉関連情報が「誰でも、いつでも、どこにいても」効果的に得られるよう、幅広く周知させることを目的に、広報誌やホームページなどの様々な手段を用いて、福祉関連情報提供の充実を図ります。

- ① 広報誌「社協だより」の発行
- ② 町広報「広報ひろかわ」の活用
- ③ 社協ホームページの活用

ホームページアドレス <http://hirokawashakyou.jp/>

- ④ SNS（facebook）を活用した情報発信